

教育テック大学院大学 研究推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は教育テック大学院大学（以下「本学」）における公的研究費による研究の推進と研究費の適正な使用による研究の推進に必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 研究推進委員会(以下「委員会」)は、学長、研究科長、学長の指名する教授2名、事務局長、教務担当者、経理担当者と組織する。

2. 委員会の委員長は研究科長とする。

(活動)

第3条 委員会は、公的資金及び外部資金による研究活動が公正に推進されるため、以下の活動を行う。

- ① 公的研究費の使用に関わる申請及び報告の事務の統括に関する事
- ② 公的研究費の規程及び事務処理手続き等に関する相談窓口に関する事
- ③ 研究費の使用に関する行動規範の遵守に関する事
- ④ 科学研究費その他公的資金・外部資金による研究費に関する学内審査に関する事
- ⑤ 学内研究費・奨励資金の審査に関する事
- ⑥ その他、研究活動の公正さの確保のための活動に関する事

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は常務理事会において行う。

附 則

この規程は2025年4月1日から施行する。